

# 一般社団法人 宮城県作業療法士会

## 賛助会員に関する運用規程

1. 賛助会員の会員規程について（一般社団法人宮城県作業療法士会定款第7条、8条に基づく。）
  - （1）法人会員：本会の目的に賛同し、これを援助する法人。
  - （2）個人会員：本会の目的に賛同し、これを援助する個人（作業療法士有資格者を除く）。
2. 賛助会員の入退会方法について
  - 1) 入会手続き：①規程の「入会申込書」を当士会事務局に提出。
    - ②事務局より、理事会へ入会の是非について審議事項を提出。
    - ③事務局より、理事会承認の結果を、入会申込者に連絡。入会が認められた場合は年会費振込みの案内も同封。
    - ④年会費納入の確認ができた時点で、賛助会員扱いとする。
  - 2) 年会費について  
会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年度毎に途中入退会に関わらず以下の年会費とする。
    - （1）法人会員：1ヶ年30,000円
    - （2）個人会員：1ヶ年 3,000円
  - 3) 退会手続きについて
    - ①賛助会員は規定の「退会届」を会長に届け出ることにより、退会することができる。
    - ②事務局は、退会届出受理後、その事由を理事会へ報告する。※ただし、個人会員に関しては、年度末をもって自動退会とする。
  - 4) その他：下記の場合、当法人定款 第12条により「除名」扱いとなる場合がある。
    - （1）本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
    - （2）会費の最終督促に応じず、退会届を会長に提出しないとき。
3. 賛助会員の広告掲載について  
法人会員については、主たるHPを当士会HPへリンクを張ることができる。その際の料金は発生しないものとする。
4. 賛助会員の当士会名簿掲載について  
宮城県作業療法士会会員名簿への掲載とその配布については、以下の通りとする。
  - （1）法人会員：当該年度発行の当士会会員名簿へ賛助会員として法人名を掲載し、掲載された会員名簿1部を贈与する。
  - （2）個人会員：当該年度発行の当士会会員名簿へ個人会員として氏名のみを掲載し、掲載された会員名簿1部を贈与する。
5. 賛助会員への当士会発送物発送について  
当士会発送物の発送に関しては、本会員への定期発送物発送に準じて行う。

附則：この規定は、平成20年3月17日から施行する。

この規定は、平成21年6月26日から施行する。（一般社団法人登記に伴う文言調整）

この規定は、平成25年9月25日から施行する。（賛助会員区分および広告掲載内容の変更）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（規定から規程への文言変更）